

お知らせ（器） 004
平成28年6月13日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、下記1のコードの適用年月日は、平成28年7月1日であることから、平成28年6月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成28年3月4日付け厚生労働省告示第56号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づく材料価格の変更（変更区分「5」：2コード）

平成28年7月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
710010829	持続緩徐式血液濾過器（特殊型）・ 指定番号	27,800	28,500
710010849	オープン型ステントグラフト・指定 番号	1,090,000	1,140,000

- 2 平成28年3月4日付け同第56号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1コード）

平成28年6月30日廃止

特定器材 コード	特定器材名
710010838	人工内耳用音声信号処理装置（残存聴力活用型）・指定番号